

学校保健安全法24条に基づく「医療券」について

大阪府教育庁から認定を受けた小・中学部の児童生徒は、以下の病気の治療について無料で治療を受けられる制度があります。

◆治療できる病気

1. トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性は除く）
2. 白せん、疥せん、膿痂疹（とびひ）、
3. 中耳炎
4. 慢性副鼻腔炎（アレルギー性は除く）及びアデノイド
5. 寄生虫病（虫卵保有を含む）
6. う歯（むし歯）

*大阪府教育庁による認定が7月中旬以降のため、医療券を発行できるのは2学期以降になります。認定がおりるまでは受診料を立て替えていただき、後日病院へ医療券を持って行き、払い戻しを受けるようにしてください。

*病院によっては払い戻しが不可能な場合もありますので、払い戻しが可能かどうか受診前に確認することをおすすめします。

*「医療券」は金券ですので、使用しなかった「医療券」については回収をおこないます。